

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 14,750	円 24,970	円 30,640	円 41,980	円 59,020	円 72,620
	その他の日	11,350	20,430	24,970	35,180	48,800	61,280
1,000円未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	21,550	35,180	44,250	59,020	82,840	103,250
	その他の日	17,010	29,500	36,310	49,940	69,220	85,100
1,000円以上3,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,370	45,380	57,870	77,180	106,680	132,760
	その他の日	22,700	37,440	47,660	63,550	89,650	111,210
3,000円以上5,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	37,440	61,280	77,180	103,250	142,980	178,170
	その他の日	30,640	51,070	63,550	85,100	119,150	147,520
5,000円以上の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	47,660	77,180	96,460	129,360	179,290	222,410
	その他の日	38,580	63,550	79,440	106,680	149,800	184,970

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
多目的スペース		円 710	円 1,030	円 1,410	円 1,700	円 2,400	円 3,230
展示室 1	入場料を徴収しない場合	1,020	1,470	2,160	2,500	3,630	4,990
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,590	2,270	3,170	3,860	5,550	7,490
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,160	3,060	4,320	5,220	7,490	9,980
展示室 2	入場料を徴収しない場合	2,370	3,520	4,870	5,900	8,390	11,130
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,630	5,220	7,250	8,850	12,470	16,690
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,870	7,040	9,760	11,920	16,790	22,470
展示室 3	入場料を徴収しない場合	3,060	4,430	6,240	7,490	10,670	14,290
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,530	6,810	9,310	11,350	16,110	21,440
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,240	9,070	12,470	15,310	21,550	28,710
会議室501		7,150	9,650	13,610	17,360	23,260	30,410
会議室601		1,020	1,470	2,050	2,710	3,520	4,770
会議室602		2,840	3,740	5,450	6,930	9,200	12,260
会議室603		900	1,140	1,710	2,270	2,950	4,080
会議室604		900	1,140	1,710	2,270	2,950	4,080
会議室605		1,370	1,710	2,500	3,170	4,200	5,680
和室606		690	900	1,370	1,590	2,270	2,950
和室607		690	900	1,370	1,590	2,270	2,950
和室608		690	900	1,370	1,590	2,270	2,950
調理実習室		7,250	9,860	13,840	17,820	23,710	30,980
世代間交流室		12,370	16,570	23,150	29,740	39,710	52,080
スタジオ・調整室		900	1,370	1,820	2,370	3,170	4,200
練習スタジオ		900	1,370	1,820	2,370	3,170	4,200
会議室701		3,520	4,770	6,590	8,620	11,350	15,090
会議室702		3,520	4,770	6,590	8,620	11,350	15,090
会議室703		3,520	4,770	6,590	8,620	11,350	15,090
シャワー室704		450	690	690	1,470	1,470	2,270
シャワー室705		450	690	690	1,470	1,470	2,270
シャワー室706		450	690	690	1,470	1,470	2,270
リハーサル室		3,520	4,770	6,590	8,510	11,350	14,980
ミーティングルーム707		1,370	1,820	2,710	3,400	4,530	6,130
ミーティングルーム708		790	1,020	1,470	2,050	2,500	3,520
控室709		690	790	1,020	1,590	1,820	2,840
控室710		2,370	3,170	3,860	5,780	7,040	10,320
控室711		1,590	2,160	2,500	3,740	4,650	6,810
控室712		790	1,020	1,370	2,050	2,370	3,520
控室713		790	1,020	1,370	2,050	2,370	3,520

会議室801（特別）	5,220	7,040	9,860	12,710	16,910	22,130
会議室802	3,520	4,770	6,590	8,510	11,350	14,980
会議室803	12,020	16,110	22,580	29,050	38,700	50,730
会議室804	20,770	27,680	38,910	50,050	66,610	87,380
会議室805	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室806	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室807	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室808	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室809（和室）	2,160	2,840	4,080	5,100	6,930	9,070
研修室810	3,630	4,870	6,930	8,970	11,820	15,660
研修室811	3,520	4,770	6,590	8,510	11,350	14,980
研修室812	12,260	16,350	22,810	29,390	39,150	51,420
研修室813	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室814	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室815	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室816	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室817	2,160	2,840	4,080	5,100	6,930	9,070
屋外広場	21,290	31,220	42,570	51,080	72,370	97,560
県民プラザ	14,490	21,250	28,980	34,780	49,270	66,410

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。

4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。

5 屋外広場又は県民プラザについて、その一部のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額に、当該使用に係る部分の面積の当該施設の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

6 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

8 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分				単 位	利用料金（1回につき）
附 属 の	ホール	照明設備	第1 スポットライト	1 式	円

設備				2,930
		第2 スポットライト	1 式	3,750
		第3 スポットライト	1 式	3,750
		第4 スポットライト	1 式	3,750
		第5 スポットライト	1 式	3,960
		第6 スポットライト	1 式	1,680
		第7 スポットライト	1 式	1,280
		第8 スポットライト	1 式	1,280
		カラーフィルター	1 式	200
		クセノンフォロースポットライト	1 式	1,330
		プロジェクタースポットライト	1 式	240
		ディスクマシーン	1 式	390
		スライドキャリアマスク	1 式	120
		ダブルマシン	1 式	240
		リニアエフェクト	1 式	320
		パターンアダプター	1 式	40
		ミラーボール（丸変速型）	1 式	100
		ミラーボール（ ^だ 楕円変速型）	1 式	140
		波エフェクト	1 個	70
		ステージスポットライト（1 k w）	1 個	250
		ステージスポットライト（0.5 k w）	1 個	200
		エリプソイダルスポット	1 式	60
		ストリップライト	1 台	90
		スモークマシーン	1 式	240
	映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	15,160
		書画カメラ	1 台	880
		移動型液晶プロジェクター	1 台	3,320
	舞台設備	水引幕	1 枚	640
		源氏幕	1 対	400
		引割幕	1 対	2,070
		袖幕	1 枚	440
		一文字幕（高さ4,550mm）	1 対	960
		一文字幕（高さ3,200mm）	1 枚	690
		バック幕	1 対	1,880
		ダメ黒幕	1 対	720
		平台	1 台	160
		箱足	1 個	10
		箱階段	1 台	260
		電動昇降式演台	1 台	1,170

ホール以 外の施設		花台	1 台	200	
		司会者台	1 式	960	
		金びょうぶ	1 双	2,670	
		白びょうぶ	1 双	2,670	
		旗パネル	1 枚	300	
		地 絣 ^{がすり} （幅18,000mm）	1 枚	1,130	
		地 絣 ^{がすり} （幅6,000mm）	1 枚	240	
		展示パネル	1 式	1,210	
		ホワイトボード	1 台	60	
		プログラムスタンド	1 台	130	
		パンチカーペット	1 巻	290	
		仮設ステージ	1 式	990	
		ミーティングチェア	1 脚	20	
		ピアノ	1 台	15,400	
		指揮者台	1 台	150	
		指揮者用譜面台	1 台	70	
		譜面台	1 台	70	
		その他の設備	同時通訳装置	1 式	18,680
			国際会議用テーブル	1 式	14,830
		展示室	展示台（高さ850mm）	1 台	140
			展示台（高さ900mm）	1 台	290
			展示台（高さ1,050mm）	1 台	350
			展示台（高さ1,200mm）	1 台	380
			簡易式展示パネル（3連）	1 台	350
			簡易式展示パネル（4連）	1 台	450
			簡易式展示パネル（5連）	1 台	550
			昇降式自立パネル	1 台	810
			床面照明器具	1 台	30
			スポットライト	1 台	20
			可動カウンター	1 台	80
			椅子	1 脚	20
			スタジオ・調整室	ドラムセット	1 式
		ギターアンプセット		1 式	780
		ベースアンプセット		1 式	680
		電子ピアノ		1 台	330
		シンセサイザー		1 台	280
		譜面台		1 台	10
		丸椅子（楽器演奏用）		1 脚	10
	スピーカーパワーアンプセット	1 式	1,000		

		ダイナミックマイクロホン 1	1 本	60
		ダイナミックマイクロホン 2	1 本	30
		コンデンサーマイクロホン	1 本	120
		マイクスタンド（ブーム式）	1 台	50
		マイクスタンド	1 台	50
		ステレオヘッドホン	1 台	30
	会議室701	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	会議室702	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	会議室703	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	リハーサル室	ピアノ	1 台	5,710
	会議室801（特別）	固定型プロジェクター	1 台	1,290
		放送設備	1 式	1,130
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室802	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	会議室803	固定型プロジェクター	1 台	1,290
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室804	固定型プロジェクター	1 台	6,620
	研修室810	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	研修室811	固定型プロジェクター	1 台	1,290
	研修室812	固定型プロジェクター	1 台	1,290
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1 台	250
		放送設備	1 式	1,530
		ウェブ会議用マイクスピーカー	1 台	210
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1 台	130
		発光ダイオードスポットライト	1 台	320
		ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1 台	70
		スクリーン	1 台	150
		パイプ組立式スクリーン	1 式	580
		移動型プロジェクター 1	1 台	740
		移動型プロジェクター 2	1 台	380
		液晶テレビ	1 台	350
		HDMI 4分配器	1 台	80
		書画カメラ 1	1 台	510
		書画カメラ 2	1 台	300
		プロジェクター・書画カメラ台	1 台	170
		ノートパソコン	1 台	440
		茶道具	1 式	710

		展示パネル	1 枚	120
		金びょうぶ	1 双	790
		リノリウム	1 枚	80
		折り畳みテーブル	1 台	20
		スタッキングテーブル	1 台	90
		ステージ	1 台	640
電気料		1 k w までごとに	160	

備考 1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和7年7月1日